

第 27 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 10 月 27 日（月）午前 9 時 30 分から 10 時 02 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長職務代理者	11番	牛野 進一郎		
農業委員	1番	久保田 力雄	2番	砂坂 浩一郎
	3番	高田 真盛	5番	小山 幸良
	6番	中之薗 堅二郎	7番	寺内 秀昭
	8番	福 富久	9番	原 雅喜

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	片板 大作
ハ.	上妻 亜紀	ニ.	小脇 尚武
木.	野里 一則	ヘ.	崎田 善昭
ト.	雨田 俊哉	チ.	原田 晃生

4. 欠席委員

農業委員	4番	黒木 りか	12番	石堂 かよ子
------	----	-------	-----	--------

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 19 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

承認第 1 号 令和 6 年度地籍調査事業に伴う地目の変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	才川 いずみ
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 職務代理 これより、第 27 回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 職務代理 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 職務代理 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 2 番 砂坂浩一郎委員、3 番 高田真盛委員を指名します。
- 職務代理 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 19 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。
- 職務代理 議案説明の前に、整理番号 3 番において、砂坂浩一郎委員が、議事参与の制限に該当しますので、2 番委員は、退席をお願いします。
(2 番委員、退席)
- 職務代理 それでは、議案第 1 号 整理番号 3 番を議題にします。
- 事務局 事務局より議案第 1 号 整理番号 3 番の説明をお願いします。事務局。資料の 4 ページをお開きください。
- 議案第 1 号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、整理番号 3 番をご説明いたします。
- 整理番号 3 番、南種子町〇〇××番地、A・68 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・68 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△▽××番ほか 2 筆、地目はすべて畑、面積は 3 筆合計●●m²でさとうきびを耕作します。賃借料は 10 アール当たり〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は 5 年の再設定です。図面は 8 ページから 10 ページに添付しております。
- 以上です。
- 職務代理 説明が終わりました。
- これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)
- 職務代理 異議がないようですので、議案第 1 号 整理番号 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)
全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
- 職務代理 議案第 1 号 整理番号 3 番については、原案のとおり決定しました。
2 番委員の入場を求めます。
(2 番委員、着席)
- 職務代理 続きまして、議案第 1 号 残りの案件を議題にします。

事務局

事務局より、説明をお願いします。

資料の2ページをお開きください。

議案第1号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権5件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料の3ページをご覧ください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和7年12月31日から令和9年12月30日までの2年間が1件、令和7年12月31日から令和10年12月30日までの3年間が1件、令和7年12月31日から令和12年12月30日までの5年間が2件、令和7年12月31日から令和17年12月30日までの10年間が1件の合計5件となります。

資料は4ページ、内訳書です。先ほどの整理番号3番を除く4件を説明します。

整理番号1番、南種子町〇〇××番地、C・75歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Dが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●m²のうち●●m²でさとうきび、甘藷を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は3年の新規設定です。図面は6ページに添付しております。

整理番号2番、大分市〇〇××番地、E・71歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F・69歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●m²でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は10年の新規設定です。図面は7ページに添付しております。

5ページをご覧ください。

整理番号4番、神奈川県藤沢市〇〇××番地、G・52歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Hが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか1筆、地目はすべて畑、面積は2筆合計●●m²で牧草を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は11ページに添付しております。

整理番号5番、埼玉県熊谷市〇〇××番地、Iから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Jが耕作者で、前耕作者の解約に伴う耕作者変更となります。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積は●●m²で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は残存期間の2年です。図面は12ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

- 職務代理 説明が終わりました。
これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)
- 職務代理 異議がないようですので、議案第1号 残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）
全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第1号 残りの案件については、原案のとおり決定しました。
- 職務代理 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：K
外3名、譲受人：L 外3件を議題にします。
それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。
事務局。
- 事務局 資料の13ページをお開きください。
議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めるもので、所有権移転4件です。資料を読み上げます。
整理番号1番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 K 外3名。
譲受人は、南種子町〇〇××番地 Lです。
土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畠、地積は●●m²です。
所有権移転で、理由は贈与及び農業開始によるものです。
この件につきましては、15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は19ページから添付しております。
整理番号2番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 M。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 Nです。
土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畠、地積は●●m²です。
所有権移転で、理由は贈与及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は25ページから添付しています。
整理番号3番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 O。
譲受人は、南種子町〇〇××番地 Nです。
土地の所在が、〇〇字▽▽××番 ほか13筆。地目はすべて畠、地積は14筆合計●●m²です。
所有権移転で、理由は贈与及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 29 ページから添付しております。

14 ページをお開きください。

整理番号 4 番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 〇。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Pです。

土地の所在が、○○字▽▽××番。地目は畠、地積は●●m²です。

所有権移転で、理由は贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 38 ページから添付しております。

以上の4件につきましては10月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

職務代理

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号1番と4番について、農地部長の6番委員お願いします。

6番委員

整理番号1番については、Kさん外3名とLさんの件ですが、Lさんの母親とKさん外3名の皆さんは姉弟であります。前回の定例総会でもありましたけれども、今回も親戚の皆さんから贈与という形になります。農地は宅地の隣ということで、以前からLさんが耕作しております。これから安納芋を作りたいと申請をしております。

整理番号4番については、PさんとOさんですが、従姉弟に当るそうです。2番にも関係あるんですけど、今回Oさんのほうから土地を処分したいという相談を受けて、Pさんは会社役員ですがオオギも作っているそうです。実家隣にあるということで、贈与ということになりました。バナナ等を作付けする意向です。

職務代理

続きまして、整理番号2番と3番については、地区担当の5番委員に説明をお願いします

5 番委員

整理番号2番のMさんとNさんですが、Mさんの妻のOさんは両親が早くに亡くなり、畠はNさんのお父さんのQさんが耕作していました。Qさんが離農し、現在は息子のNさんが耕作しております。Oさんは小学校養護教諭で、島や鹿児島本土の小学校を回っていましたが、最後は○○の○○小学校に○○の実家から3年間通勤していました。地元集落の務めもしておりました。Nさんのお父さんとOさんは二従姉弟で、Oさんの姉妹は3人おりますが、いずれも他所で妹に任せることで話はつけてあるそうです。そういうことで今回贈与することです。

職務代理

以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。

ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

職務代理 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですでの、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

職務代理 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：R、譲受人：S、を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。

事務局。

資料の42ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めるもので、転用申請が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 R。

譲受人が、東京都墨田区〇〇番××号 Sです。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番で、登記地目は宅地ですが現況は畠、地積は●●・●●m²です。

工事計画は、令和7年11月の1ヶ月間。

資金については、土地取得費〇〇円、ブロック塀〇〇円、砂利敷設〇〇円の合計〇〇万円となっており、全て自己資金で賄うものです。

転用目的は、駐車場です。

転用事由の詳細としましては、「貸家の駐車場が手狭なため及び隣地の畠で作業をするための駐車場として利用したい」とのことです。

周囲の状況につきましては、西側は町道に面しており、北側南側は宅地、東側は家族所有の農地が隣接しております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、資料47ページの被害防除計画書をご覧ください。

- (1) 造成計画が、現状のまま利用する。
- (2) それに伴う被害防除策として、擁壁を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策としては、駐車場として使用するため日照、通風等に支障を及ぼす工作物は建築しない。
- (4) 用排水計画としては、建物等がないため用水、污水、生活雑排水についてはなし、雨水は自然流下となっております。

なお、申請地は農用地区域外で都市計画区域内、農地の区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当します。その他参考資料は43ページから添付しています。

この件につきましては、10月10日の現地調査において申請内容等につ

いて確認をしております。

以上で説明を終わります。

職務代理 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番農地部長、お願いします。

6番委員 RさんとSさんですが、Sさんは、Tさんの息子であります。地目は宅地であります。農地法では現況主義の規定のため畠として取り扱います。目的は事務局から説明があったとおりで特に問題はないと思います。以上です。

職務代理 以上で説明を終わります。

これから、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

職務代理 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようすで、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

職務代理 承認第1号 令和6年度地籍調査事業に伴う地目の変更について、照会者：南種子町長 小園裕康、を議題にします。

それでは、事務局より承認第1号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料50ページをお開きください。

承認第1号は、令和6年度地籍調査事業に伴う地目の変更について承認審査を求めるもので、調査地区は、南種子町大字〇〇の一部で、小字(字：〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇)5ヶ所の範囲です。

参考資料として51ページに集計結果を添付しています。また現況確認の一覧表を添付しておりますので、お目通し願います。

令和6年度地籍調査事業における調査筆数が合計78筆、内訳としましては調査前の田の筆数がゼロ筆、調査後もゼロ筆、調査前の畠の筆数が54筆、調査後が45筆となります。

異動事由の筆数の内訳としましては、地目変更が39筆、一部変更がゼロ筆、合筆増加が7筆、分筆登記が1筆、現地確認不能が1筆、合筆閉鎖が30筆、不存在地がゼロ筆となっております。

当委員会により承認された後、税務課へ回答し、閲覧に付される予定となっております。

以上で説明を終わります。

職務代理 以上で説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 6番委員 合筆閉鎖というのはどういうことですか。
- 職務代理 事務局。
- 事務局 説明します。例えば同じ所有者の農地が2つあって、農地を1筆にまとめてしまうと、問題なければ合筆する。まとめたことによって、もう1筆は閉鎖するということです。
- 職務代理 ほかに承認第1号について、質疑はございませんか。
(「異議なし。」の声あり)
- 職務代理 異議がないようですので、承認第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようすで、原案のとおり決定します。
- 承認第1号については、原案のとおり承認しました。
- 職務代理 以上で、第27回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。